変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十一年十一月六日

名称　亀徳港導灯（前灯）
位置
所在地　鹿児島県大島郡徳之島町（亀徳）
北緯　二七―四四―三〇
東経　一二九―〇一―一四
変更した事項
光度　七七〇カンデラ
記事　本灯は、二灯一線二八二・五度を中心に幅約八度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十一月六日

名称　亀徳港導灯（後灯）
位置
所在地　鹿児島県大島郡徳之島町（前灯の西北西方約一三〇メートル）
北緯　二七―四四―三一
東経　一二九―〇一―一〇
変更した事項
光度　七七〇カンデラ
記事　本灯は、二灯一線二八二・五度を中心に幅約八度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十一月六日

○海上保安庁告示第三百六十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　慶良間前島南方灯標
位置
所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の南南西方約五・二キロメートル
北緯　二六―一一―五〇
東経　一二七―二六―一七

変更年月日　平成二十一年十一月六日
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル

名称　長山水路第一号灯標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の西方約七・二キロメートル
北緯　二四―四六―四五
東経　一二五―一一―三〇
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十一年十一月七日

名称　長山水路第二号灯標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の西方約六・九キロメートル
北緯　二四―四六―四二
東経　一二五―一一―三七
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十一年十一月七日

名称　鳩間島灯台
位置
所在地　沖縄県八重山郡竹富町（鳩間島）
北緯　二四―二八―一三
東経　一二三―四九―一一
変更した事項
光度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
変更年月日　平成二十一年十一月七日

名称　池間島北方灯標
位置
所在地　池間島灯台（沖縄県宮古島市）の北東方約一・九キロメートル

北緯　二四―五七―〇〇
東経　一二五―一四―四八
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十一年十一月八日

名称　番所鼻灯台
位置
所在地　和歌山県西牟婁郡白浜町（番所鼻）
北緯　三三―四一―三四
東経　一三五―二〇―〇二
変更した事項
灯質　等明暗白光　明二秒暗二秒
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・〇メートル　平均水面上から灯火まで三八メートル
変更年月日　平成二十一年十一月九日

名称　寅丸礁灯標
位置
所在地　布袋岩鼻（広島県三原市（佐木島））の北西方約二〇〇メートル
北緯　三四―二〇―二八
東経　一三三―〇五―四六
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十一月九日

名称　山下灯台
位置
所在地　愛媛県宇和島市（大良島北端）
北緯　三三―一六―三二
東経　一三二―二八―三四
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで七・三メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル
変更年月日　平成二十一年十一月九日

名称　田井港第二防波堤灯台
位置
所在地　京都府田井港（第二防波堤外端）
北緯　三五―三四―一三
東経　一三五―二七―一二
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年十一月九日

名称　来間島南西方灯標
位置
所在地　沖縄県宮古島市（来間島西端の南西方約三・八キロメートル）
北緯　二四―二一―二九
東経　一二五―一三―〇九
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十一年十一月九日

○海上保安庁告示第三百六十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　本荘灯台
位置
所在地　秋田県由利本荘市
北緯　三九―二四―二〇
東経　一四〇―〇一―二七
廃止年月日　平成二十一年十一月十日